

(証券コード3549)
平成29年7月31日

株 主 各 位

石川県白山市松本町2512番地
株式会社クスリのアオキホールディングス
代表取締役社長 青木 宏憲

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年8月16日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年8月17日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 石川県金沢市本町2-15-1
ホテル日航金沢 4階 鶴の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第19期（平成28年5月21日から平成29年5月20日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（平成28年5月21日から平成29年5月20日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ・代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kusuri-aoki-hd.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年5月21日から平成29年5月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成28年5月21日～平成29年5月20日）におけるわが国経済は、政府による経済対策や日本銀行による金融緩和策等を背景とした企業収益の改善や雇用環境の改善等が見られ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、中国等の経済成長の減速など、景気の先行きについては不透明な状況が続いております。

ドラッグストア業界におきましては、激しい出店競争や価格競争に加え、経営統合や業務・資本提携の動きが進む等、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社は、株式会社クスリのアオキ（以下、「クスリのアオキ」という）株式を含む有価証券の保有及び管理を行ってまいりましたが、平成28年8月18日開催の当社及びクスリのアオキの定時株主総会において承認された、当社を株式交換完全親会社、クスリのアオキを株式交換完全子会社とする株式交換契約の効力が平成28年11月21日に発生したことにより、同日付で持株会社体制に移行しました。本株式交換契約は、企業結合会計上の逆取得に該当し、当社が被取得企業、クスリのアオキが取得企業となるため、連結計算書類については、当社の株式交換直前の資産・負債を時価評価した上で、識別可能な資産・負債をクスリのアオキの貸借対照表に引き継いでおります。

当社グループは、「健康と美と衛生を通じて、社会から期待される企業作りを目指します。」という経営理念に基づいて、医薬品や化粧品等を核商品としながら、生活者の利便性を重視して、日用雑貨、食品、小物衣料等の生活必需品を加えた品揃えのあるドラッグストア事業を行っております。ドラッグストアの出店地域は主に北陸3県であり、当該地域におけるドミナント基盤強化を行っております。更に信越、北関東及び東海近畿への出店を継続しており、当該地域においてもドミナントエリアの拡大を行っております。

当連結会計年度の店舗の新設につきましては、ドラッグストアを石川県に4店舗、富山県に1店舗、福井県に3店舗、新潟県に4店舗、長野県に3店舗、群馬県に15店舗、埼玉県に8店舗、栃木県に5店舗、岐阜県に11店舗、愛知県に6店舗、三重県に4店舗、滋賀県に4店舗、奈良県に1店舗、京都府に1店舗の合計70店舗の出店を行い、更なるドミナント化を推進するとともに、営業エリアを拡大した他、既存店の活性化に注力し、19店舗の全面改装を実施いたしました。また、ドラッグストア併設調剤薬局を石川県に2薬局、富山県に2薬局、福井県に1薬局、新潟県に2薬局、長野県に2薬局、群馬県に2薬局、岐阜県に1薬局、愛知県に1薬局、滋賀県に2薬局の合計15薬局を新規開設いたしました。一方、ドラッグストア1店舗（スクラップ&ビルドによる退店）、調剤専門薬局1店舗を閉店いたしました。

この結果、当連結会計年度末の当社グループの店舗数は、ドラッグストア380店舗（内調剤薬局併設店舗174店舗）、調剤専門薬局6店舗の計386店舗となっております。

当連結会計年度の業績は、売上高1,887億44百万円（前期比16.8%増）、営業利益106億76百万円（同18.7%増）、経常利益111億10百万円（同20.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益81億81百万円（同26.3%増）となりました。

なお、前期比につきましては、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、連結子会社であるクスリのアオキの前期数値と比較して記載しております。

商品部門別の売上高の概況は、次のとおりであります。

イ. ヘルス部門（医薬品や健康食品等）

セルフメディケーション（自己治療）意識の高まりに応え、専門性の強化と品揃えの充実を行ってまいりました。その結果、ヘルス部門の売上高は237億12百万円（売上構成比12.6%、前期比13.6%増）となりました。

ロ. ビューティ部門（カウンセリング化粧品やフェイスクア商品等）

お客様の健康と美に対する関心の高まりに応え、品揃えの拡充やカウンセリング化粧品・フェイスクア商品・ヘアケア商品の販売強化を行ってまいりました。その結果、ビューティ部門の売上高は344億58百万円（同18.3%、同15.3%増）となりました。

ハ. ライフ部門（食品や家庭用品等）

お客様の利便性の向上を図るために、主として食品や家庭用品の品揃えの充実に、より一層努めてまいりました。その結果、ライフ部門の売上高は1,119億31百万円（同59.3%、同18.0%増）となりました。

ニ. 調剤部門（薬局にて処方する医療用医薬品）

新規にドラッグストア併設調剤薬局15薬局を開設するとともに、接遇の充実に努めてまいりました。その結果、院外処方箋の枚数が増加し、調剤部門の売上高は186億42百万円（同9.9%、同4.5%増）となりました。

なお、前期比につきましては、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、連結子会社であるクスリのアオキの前期数値と比較して記載しております。

② 資金調達の状況

子会社であるクスリのアオキは、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引金融機関1行とコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づくコミットメントラインの総額は3,000百万円であり、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度の新規出店を含めた設備投資は、合計151億95百万円でした。これらに要した資金は長期借入金及び自己資金等で賄っております。

(2) 財産及び損益の状況

区分	クスリのアオキ 第30期 平成26年5月期	クスリのアオキ 第31期 平成27年5月期	クスリのアオキ 第32期 平成28年5月期	第19期 (当連結会計年度) 平成29年5月期
売上高（百万円）	114,411	134,994	161,597	188,744
経常利益（百万円）	6,085	7,959	9,222	11,110
親会社株主に帰属する 当期純利益（百万円）	3,825	5,213	6,475	8,181
1株当たり当期純利益（円）	122.49	166.40	206.24	260.23
総資産（百万円）	51,772	64,550	78,170	95,389
純資産（百万円）	16,974	21,983	27,942	35,838

(注) 1. 当社は、平成28年11月21日をもってクスリのアオキを株式交換により完全子会社としましたが、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号（最終改正平成25年9月13日 企業会計基準委員会））上は逆取得に該当することになるため、当連結会計年度は完全子会社となったクスリのアオキの財務諸表を引継いで作成しております。

2. 当社は当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。当連結会計年度より前の期の数値はご参考としてクスリのアオキの数値を記載しております。
3. クスリのアオキ第31期に、たな卸資産の評価方法を変更したため、第30期については、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。第29期以前に係る累積的影響額については、第30期の期首の純資産の帳簿価額に反映させております。
4. 当連結会計年度に、売上高の会計処理及び借地権の償却方法を変更したため、クスリのアオキ第32期については、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。第31期以前に係る累積的影響額については、第32期の期首の純資産の帳簿価額に反映させております。
5. 第19期の1株当たり当期純利益の算定の基礎となる期中平均発行済株式総数
 期中平均発行済株式総数 平成29年5月期 31,438,552株

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社クスリのアオキ	300百万円	100.0%	医薬品・化粧品・日用雑貨、調剤薬局等の近隣型小売業

(注) 当社は、平成28年11月21日付の株式交換契約により、クスリのアオキの株式27,437,560株を取得し完全子会社としました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町 2512番地	8,708百万円	29,942百万円

(4) 対処すべき課題

① ドラッグストア業界の競争激化について

ドラッグストア業界は、同業他社との出店競争や価格競争及び規制緩和による他業態との競合がますます激化することは必至であり、経営環境はさらに厳しい状況におかれるものと思われま

す。当社グループはこの厳しい経営環境において、確実に成長して利益を確保し続ける強固な企業体質を構築するために、次のような課題に取り組んでまいります。

店舗開発力を強化して、今後さらに多店舗出店を進めても店舗オペレーションの生産性が維持、向上できるように、人材の確保と育成を行ってまいります。

また、店舗オペレーションの生産性向上を支えるために、各種の業務システムの整備を推進して、顧客満足を実現できる適正な売場面積や品揃えは何か、常に仮説を立案して、検証、修正及び実施というマネジメントサイクルを確立し運用すると同時に財務体質の強化を図っていく所存であります。

② 薬剤師の確保及び登録販売者の養成について

当社グループは医薬品の販売を行っており、調剤薬局を併設したドラッグストアの出店により、地域に密着した「かかりつけ薬局」を目指しているため、薬剤師の確保は重要な課題と認識しております。また、平成21年6月の旧薬事法の改正に伴い、登録販売者の養成も重要な課題となっております。

これらの課題に対処するため、薬剤師の確保につきましては、薬学部在籍者に対し、社内外での会社説明会や店舗見学を実施するなど、幅広くリクルート活動を行っており、中途採用につきましても人材斡旋業者に仲介を依頼するほかに、ホームページや販促用チラシに募集広告を掲載するなど、積極的な採用活動を行っております。

また、登録販売者の養成につきましては、eラーニングや、社内研修等の教育体系を構築して、全社的に取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成29年5月20日現在）

当社は、医薬品・化粧品・日用雑貨等の近隣型小売業、調剤業務等を行う子会社の経営戦略・経営管理等の提供を行っております。

当社グループは、当社と連結子会社1社及び持分法非適用関連会社1社により構成されており、医薬品・化粧品・日用雑貨、調剤薬局等の近隣型小売業の経営を主な事業としております。

(6) 主要な事業所（平成29年5月20日現在）

当社本社 石川県白山市松本町2512番地

なお、当社グループの店舗数の状況は以下のとおりであります。

石川県67店舗、富山県66店舗、福井県43店舗、新潟県46店舗、長野県21店舗、群馬県44店舗、埼玉県17店舗、栃木県5店舗、岐阜県39店舗、愛知県12店舗、滋賀県11店舗、三重県13店舗、奈良県1店舗、京都府1店舗

(7) 従業員の状況（平成29年5月20日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	1,199名	176名増	33.0歳	5.0年
女性	571名	49名増	31.5歳	4.7年
合計又は平均	1,770名	225名増	32.5歳	4.9年

- (注) 1. その他に臨時雇用者 3,574名がおります。
2. 前期末比増減は、子会社であるクスリのアオキの前期末数値と比較しております。
3. 従業員数及び臨時雇用者数が前期末に比べそれぞれ224名、210名増加したのは新規出店に伴う新規採用によるものです。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	7名	3名増	40.0歳	11.7年
女性	4名	4名増	30.4歳	7.1年
合計又は平均	11名	7名増	36.5歳	10.0年

- (注) 1. その他に臨時雇用者 4名がおります。
2. 平均勤続年数は、出向元の勤続年数を通算しております。
3. 従業員数が前期末と比較して7名増加したのは、当社が持株会社体制に移行したことによるものです。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年5月20日現在）

借 入 先	借 入 金 額（百万円）
株 式 会 社 北 國 銀 行	4,345
株 式 会 社 北 陸 銀 行	4,170
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,120
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	2,534
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,285
株 式 会 社 福 井 銀 行	1,126
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	620
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	31

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年11月21日を効力発生日として、クスリのアオキと株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年5月20日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 31,460,560株
 (3) 株主数 8,422名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (退 職 給 付 信 託 口 ・ 株 式 会 社 ダ イ エ ー 口)	3,147	10.00
青 木 桂 生	3,044	9.67
青 木 宏 憲	2,939	9.34
青 木 孝 憲	2,233	7.09
株 式 会 社 ツ ル ハ	1,620	5.14
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,595	5.07
青 木 保 外 志	1,482	4.71
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,245	3.95
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サブ ポートフォリオ)	875	2.78
青 木 幸 子	486	1.54

- (注) 1. 持株比率は自己株式（52株）を控除して計算しております。
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成28年6月28日に開催の臨時株主総会の決議により、当社定款を変更し、発行可能株式総数は4,000,000株となりました。また、平成28年11月4日開催の臨時株主総会の決議により、当社定款を変更し、発行可能株式総数は80,000,000株になっております。

当社は、平成28年7月30日を効力発生日として、普通株式1株につき66,666株の割合をもって株式分割をしたことにより、発行済株式の総数が3,999,900株増加しております。また、第三者割当増資により発行済株式の総数が40株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

(平成29年5月20日現在)

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
新株予約権の割当日(注)1	平成28年11月21日	平成28年11月21日
新株予約権の数	56個	191個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 22,400株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 38,200株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込を要しない	新株予約権と引換えに払込を要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり721,200円 (1株当たり1,803円)	新株予約権1個当たり490,600円 (1株当たり2,453円)
権利行使期間	平成28年11月21日から 平成29年9月30日まで	平成28年11月21日から 平成30年9月30日まで
行使の条件	(注)2	(注)2
取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 5個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名
社外取締役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名
監査役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名

	第3回新株予約権
新株予約権の割当日(注)1	平成28年11月21日
新株予約権の数	135個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 13,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込を要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり612,500円 (1株当たり6,125円)
権利行使期間	平成29年10月1日から 平成31年9月30日まで
行使の条件	(注)2
取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 25個 目的となる株式数 2,500株 保有者数 5名
社外取締役	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 1,000株 保有者数 2名
監査役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名

(注) 1. 平成28年11月21日付の株式交換契約により、クスリのアオキが発行した新株予約権は消滅し、同日、当該新株予約権の新株予約権者に対して、これに代わる新株予約権を交付しております。

2. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
新株予約権の割当日（注）1	平成28年11月21日	平成28年11月21日
新株予約権の数	87個	276個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 34,800株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 55,200株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込を要しない	新株予約権と引換えに払込を要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり721,200円 (1株当たり1,803円)	新株予約権1個当たり490,600円 (1株当たり2,453円)
権利行使期間	平成28年11月21日から 平成29年9月30日まで	平成28年11月21日から 平成30年9月30日まで
行使の条件	(注)2	(注)2
当社使用人	新株予約権の数 67個 目的となる株式数 26,800株 交付者数 17名	新株予約権の数 206個 目的となる株式数 41,200株 交付者数 25名

	第3回新株予約権
新株予約権の割当日（注）1	平成28年11月21日
新株予約権の数	145個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 14,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込を要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり612,500円 (1株当たり6,125円)
権利行使期間	平成29年10月1日から 平成31年9月30日まで
行使の条件	(注)2
当社使用人	新株予約権の数 110個 目的となる株式数 11,000株 交付者数 26名

- (注) 1. 平成28年11月21日付の株式交換契約により、クスリのアオキが発行した新株予約権は消滅し、同日、当該新株予約権の新株予約権者に対して、これに代わる新株予約権を交付しております。
2. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではありません。

(3) その他の新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年5月20日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	青 木 桂 生	株式会社ツルハホールディングス社外取締役 日本チェーンドラッグストア協会会長
取締役最高顧問	青 木 保外志	
代表取締役社長	青 木 宏 憲	社長執行役員 株式会社クスリのアオキ代表取締役社長
取 締 役	八 幡 亮 一	常務執行役員グループ管理部門担当 株式会社クスリのアオキ取締役 株式会社A2ロジ取締役
取 締 役	吉 野 邦 彦	常務執行役員グループ商品部門担当 株式会社クスリのアオキ取締役
取 締 役	鶴 羽 樹	株式会社ツルハホールディングス代表取締役会長 株式会社ツルハ代表取締役会長 株式会社くすりの福太郎取締役
取 締 役	岡 田 元 也	イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループC E O 株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役 ウエルシアホールディングス株式会社取締役
常勤監査役	廣 田 和 男	株式会社クスリのアオキ監査役 株式会社A2ロジ監査役
監 査 役	桑 島 敏 彰	GRNホールディングス株式会社社外取締役
監 査 役	中 村 明 子	弁護士 株式会社北國新聞社社外監査役

- (注) 1. 取締役鶴羽 樹氏及び岡田 元也氏は、社外取締役であります。
2. 監査役桑島 敏彰氏及び中村 明子氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役鶴羽 樹氏及び監査役中村 明子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役廣田 和男氏は、株式会社北陸銀行に長年勤務した経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役桑島 敏彰氏は、企業経営経験者として幅広く高度な見識と豊富な経験を有しております。監査役中村 明子氏は、弁護士としての専門的見地及び見識を持つとともに、商事問題に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、平成28年11月21日に、当社を株式交換完全親会社、クスリのアオキを完全子会社とする株式交換を実施し、持株会社体制に移行いたしました。同日より、上記表の取締役及び監査役の状況となっております。
6. 取締役青木 孝憲氏は、平成28年11月20日をもって当社取締役を辞任により退任いたしました。

7. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

取締役吉野 邦彦氏は、平成29年5月21日付で常務執行役員グループ商品部門担当から常務執行役員グループ店舗運営部門担当に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

氏 名	責任限定契約の内容の概要
鶴 羽 樹 (社外取締役)	左記社外取締役及び社外監査役は、当社との間で以下の内容にて責任限定契約を締結しております。 ・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。 ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
岡 田 元 也 (社外取締役)	
桑 島 敏 彰 (社外監査役)	
中 村 明 子 (社外監査役)	

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	131百万円 (0百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	4百万円 (1百万円)
合 計 (うち社外役員)	11名 (4名)	135百万円 (2百万円)

- (注) 1. 上記には、平成28年11月20日をもって、辞任により退任した取締役青木 孝憲氏の報酬等を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成28年6月28日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成28年6月28日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額、取締役6名に対し19百万円、監査役1名に対し0百万円。
 - ・ストックオプションによる報酬額、取締役7名に対し2百万円（うち社外取締役2名に対し0百万円）。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
鶴 羽 樹 (社外取締役)	株式会社ツルハホールディングス代表取締役会長 株式会社ツルハ代表取締役会長 株式会社くすりの福太郎取締役
岡 田 元 也 (社外取締役)	イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEO 株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役 ウエルシアホールディングス株式会社取締役
桑 島 敏 彰 (社外監査役)	GRNホールディングス株式会社社外取締役
中 村 明 子 (社外監査役)	弁護士 株式会社北國新聞社社外監査役

- (注) 1. 取締役鶴羽 樹氏は、株式会社ツルハホールディングスの代表取締役会長を兼任しており、同社子会社である株式会社ツルハは当社発行済株式の総数の5.14%を保有する大株主であり、当社子会社との間で業務・資本提携を行っております。
2. 取締役岡田 元也氏は、イオン株式会社の取締役兼代表執行役社長グループCEOを兼任しており、当社子会社は同社との間で業務・資本提携を行っております。
3. 上記1. 2. 以外の兼職先と当社との間には、記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
鶴 羽 樹 (社外取締役)	取締役会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。平成28年11月21日に就任以降、当事業年度に開催された取締役会6回のうち6回に出席し、取締役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
岡 田 元 也 (社外取締役)	取締役会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と豊富な他社の役員経験に基づく観点から発言を行っております。平成28年11月21日に就任以降、当事業年度に開催された取締役会6回のうち6回に出席し、取締役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
桑 島 敏 彰 (社外監査役)	取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、企業経営経験者として、経営等に係る豊富な経験や幅広い見地から発言を行っております。平成28年11月21日に就任以降、当事業年度に開催された取締役会6回のうち3回、監査役会6回のうち3回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役・業務執行役員との意見交換の場において有益な意見具申を行っております。
中 村 明 子 (社外監査役)	取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、弁護士として高度な専門知識、及び高い独立性に基づく視点から発言を行っております。平成28年11月21日に就任以降、当事業年度に開催された取締役会6回のうち6回、監査役会6回のうち6回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役・業務執行役員との意見交換の場において有益な意見具申を行っております。

(注) 平成28年5月21日から平成28年11月20日までの間、取締役鶴羽樹氏、取締役岡田元也氏は当社の連結子会社であるクスリのアオキの社外取締役を、監査役桑島敏彰氏、監査役中村明子氏はクスリのアオキの社外監査役をそれぞれ務めております。上記期間を含めた、取締役会、監査役会への出席回数は以下の通りでございます。

取締役鶴羽樹氏は、取締役会14回開催のうち14回に出席しております。

取締役岡田元也氏は、取締役会14回開催のうち13回に出席しております。

監査役桑島敏彰氏は、取締役会14回開催のうち11回、監査役会14回開催のうち11回に出席しております。

監査役中村明子氏は、取締役会14回開催のうち14回、監査役会14回開催のうち14回に出席しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役全員の同意による解任のほか、会計監査人の適切な職務執行が困難と認められる場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し社会規範に基づいた行動を取るために「企業倫理規程」を定め、コンプライアンス強化のための指針とする。

コンプライアンス担当部門を社長直轄の内部統制推進室とし、コンプライアンスに関して、規程・ガイドライン等の策定、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）内における監督・指導、各部門の業務の状況の監査及び使用人教育等を行い、当社グループ内の各部門を横断的に統括する。

コンプライアンス上疑義のある行為等について、使用人が直接情報提供を行うための「コンプライアンス・ホットライン運用規程」に基づき当社グループ内の社内通報制度を活用し、適正に運営する。

反社会的勢力への対応については、「反社会的勢力排除規程」にその対応方針を明示し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては組織全体として毅然とした態度で対応する。

また、当社は、複数の社外取締役及び社外監査役を選任することにより、当社グループ内の取締役会における取締役の職務執行に対して監視・監督機能を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」に則って、適切に記録、保存、管理及び廃棄する。取締役及び監査役は、常時、これらの情報を記録した文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制推進室は、会社の新たなリスクの識別、評価及び必要とされる対応策の提案を行うものとする。

危機管理委員会（委員長 代表取締役社長）は、「リスク管理規程」に則って、コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスク発生時における迅速な対応を行い、対応策が検討されていない新たなリスクが生じ、そのリスクの影響が重大である場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会において責任者を選任することにより、新たなリスクに対して迅速かつ適切に対応していくものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、意思決定、監督及び執行の分離による取締役会の活性化のため執行役員制度を導入している。

取締役会は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定める。そして、同目標を達成するため、各執行役員は、取締役会の同意を得て、各部門の具体的な目標を設定し、「職務権限規程」に基づき業務執行を行う。

各責任者等は、全社的な目標に対する進捗状況を報告する。

(5) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの経営管理については、「関係会社管理規程」を制定し、それに準拠して行う。内部統制推進室は、当社グループの経営状況等を監査し、問題があると認めた場合には、当社グループの取締役会、監査役及び当社の監査役会に報告するものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び、使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部統制推進室の使用人に監査に必要な業務を命じることができるものとする。監査役より監査に必要な命令を受けた使用人は、上記業務の遂行にあたって、当該監査役の指揮命令のみに従い、取締役及び内部統制推進室長等当該使用人の属する組織の上長の指揮命令を受けないものとする。

また、人事異動に関しては、事前に監査役と協議した上で、その同意を得なければならないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、当社グループの重要会議に出席することにより、業務執行状況を把握する。また、監査役は、前記の会議に付議されない報告等の重要な書類を閲覧し、必要に応じて説明を受ける。

取締役及び使用人は、法定の報告事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合には、速やかに監査役に報告しなければならない。監査役が、内部監査の実施状況及び「コンプライアンス・ホットライン運用規程」による通報状況等の監査に必要な情報を適正に把握できる体制を整備し、監査役への報告を行った者に対して当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いをすることを禁止する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役会の意見形成の質を高めるために、社外監査役(補欠監査役も含む)のうち1名は弁護士を選任することを原則とする。

監査役会による取締役及び執行役員からの個別ヒアリングの機会を年2回以上設ける。また、監査役会と代表取締役の意見交換会及び監査法人と代表取締役の意見交換会を定期的を開催する。

(10) **財務報告に係る内部統制の整備及び運用のための体制**

金融商品取引法その他の関係法令及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」(金融庁・企業会計審議会公表)等に基づき、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定める。取締役会は、同基本方針に則り、内部統制委員会(委員長 代表取締役社長)を設置し、財務報告に係る内部統制を整備し、継続的に運用する。

内部統制推進室は、財務報告に係る内部統制のモニタリングを行い、内部統制委員会は、そのモニタリング結果を踏まえて、財務報告に係る内部統制の有効性判断の検討及び承認を行う。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 当社取締役会における決議内容の概要

当社は、当事業年度において、事業拡大等のための投資計画、重要な組織の設置、変更及び廃止、重要な業務規程の改定等を決議しております。

(2) 当期における主な取組

① コンプライアンス

当社は、当社従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体等での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組を継続的に行っております。また、当社の内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン」についても、全従業員に対して周知を継続しております。

② リスクマネジメント

- ・環境対策に関する取組として、一部店舗において電力監視装置やエネルギー制御システムの導入等、不要なエネルギーの排出を抑制する取組を行っております。
- ・災害に関する取組として、「震災対策マニュアル」を整備し、有事に備えて会社として対応できる体制を整えております。
- ・情報セキュリティに関する取組として、外部からの不正なアクセスや社内での重要な情報の漏えい防止のために、必要な物理的セキュリティ対策及び技術的セキュリティ対策を講じ、また、従業員に対しても情報管理に関する教育や通達等、情報セキュリティに関する意識の向上に関する活動も行っております。

③ 内部監査体制及び財務報告に係る内部統制の評価

内部監査計画に基づき、当社の業務について監査を実施し、また、財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な評価範囲を決定し、財務報告に係る内部統制の評価を行っております。

④ 重要な規程の改定

「特定個人情報等取扱規程」を制定し、特定個人情報等に係る安全管理措置を講じ、また、当社のコンプライアンスの基本指針となる「企業倫理規程」を改定し、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合した体制をより確保できるように取り組みました。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成29年5月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	41,334	流 動 負 債	41,336
現金及び預金	6,525	支払手形及び買掛金	26,838
売掛金	2,351	1年内返済予定長期借入金	3,683
商品	22,234	未払法人税等	1,347
未収入金	5,731	賞与引当金	1,061
繰延税金資産	1,461	ポイント引当金	2,597
その他	3,062	その他	5,808
貸倒引当金	△31	固 定 負 債	18,214
固 定 資 産	54,054	長期借入金	13,552
有 形 固 定 資 産	46,263	リース債務	1,946
建物及び構築物	38,408	役員退職慰労引当金	125
土地	883	資産除去債務	2,565
リース資産	2,595	その他	25
建設仮勘定	1,487	負 債 合 計	59,551
その他	2,889	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	832	株 主 資 本	35,695
その他	832	資本金	1,030
投 資 そ の 他 の 資 産	6,958	資本剰余金	2,038
敷金及び保証金	3,889	利益剰余金	32,627
その他	3,068	自己株式	△0
資 産 合 計	95,389	その他の包括利益累計額	74
		その他有価証券評価差額金	74
		新 株 予 約 権	67
		純 資 産 合 計	35,838
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	95,389

連結損益計算書

(平成28年5月21日から平成29年5月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		188,744
売 上 原 価		135,658
売 上 総 利 益		53,086
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		42,409
営 業 利 益		10,676
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	27	
受 取 配 当 金	2	
受 取 手 数 料	165	
賃 貸 収 入	49	
補 助 金 収 入	37	
固 定 資 産 受 贈 益	81	
消 費 税 等 差 額	172	
そ の 他	24	561
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	76	
賃 貸 収 入 原 価	30	
そ の 他	20	128
経 常 利 益		11,110
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	38	
新 株 予 約 権 戻 入 益	7	45
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1	
固 定 資 産 除 却 損	51	
減 損 損 失	44	97
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		11,057
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,045	
法 人 税 等 調 整 額	△169	2,876
当 期 純 利 益		8,181
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		8,181

連結株主資本等変動計算書

(平成28年5月21日から平成29年5月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	1,391	1,594	25,081	△1	28,065
会計方針の変更による累積的影響額			△246		△246
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,391	1,594	24,834	△1	27,819
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	42	42			84
剰 余 金 の 配 当			△388		△388
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,181		8,181
株式交換による 株変	△403	403			－
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△1		1	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	△360	444	7,792	0	7,876
当 期 末 残 高	1,030	2,038	32,627	△0	35,695

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	61	61	61	28,188
会計方針の変更による累積的影響額				△246
会計方針の変更を反映した当期首残高	61	61	61	27,942
連結会計年度中の変動額				
新 株 の 発 行				84
剰 余 金 の 配 当				△388
親会社株主に帰属する 当期純利益				8,181
株式交換による 株変				－
自 己 株 式 の 取 得				△0
自 己 株 式 の 処 分				－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	13	13	5	19
連結会計年度中の変動額合計	13	13	5	7,896
当 期 末 残 高	74	74	67	35,838

- (注) 1. 当社は、平成28年11月21日付で当社を株式交換完全親会社、株式会社クスリのアオキを株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。当該株式交換は企業結合会計上の逆取得に該当するため、当連結会計年度の純資産の当期首残高は、株式会社クスリのアオキ（取得企業）の当期首残高となっております。
2. 株式会社クスリのアオキにおける会計方針の変更（借地権の償却方法の変更）により、遡及適用された累積的影響額は、当期首残高の帳簿価額に反映されております。遡及適用前と比較して、利益剰余金が246百万円減少しております。

連結注記表

連結計算書類の作成方針

当社は平成28年11月21日付で当社を株式交換完全親会社、株式会社クスリのアオキ（以下「クスリのアオキ」という）を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。本株式交換は、企業結合会計上の逆取得に該当し、当社が被取得企業、クスリのアオキが取得企業となるため、連結計算書類については、当社の株式交換直前の資産・負債を時価評価した上で、識別可能な資産・負債をクスリのアオキの貸借対照表に引き継いでおります。

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 株式会社クスリのアオキ
- ② 非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連会社の名称等
該当事項はありません。
- ② 持分法を適用しない関連会社数 1社
関連会社の名称 株式会社A 2 ロジ
(持分法を適用していない理由)
持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 関連会社株式 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの 移動平均法による原価法

- ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
- 商品（調剤に用いる薬剤等を除く） 総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 商品（調剤に用いる薬剤等） 売価還元法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備、並びに構築物については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 7年～39年
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を吟味し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。
- ③ ポイント引当金 ポイントカードにより顧客に付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員（執行役員含む）の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、効果の及ぶ期間内で償却しております。金額的に重要性がないものにつきましては、一括償却しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(売上高の会計処理方法の変更)

当社の連結子会社であるクスリのアオキは、従来、コンセッショナリー部門における取扱高を、「売上高」及び「売上原価」として計上しておりましたが、コンセッショナリー部門の取扱高の増加に伴い、「我が国の収益認識に関する研究報告（中間報告）＜日本公認会計士協会：会計制度委員会研究報告第13号＞」等を踏まえ、取引内容を再検討した結果、経営成績をより適切に表示するため、当連結会計年度より利益相当額を売上高に計上しております。当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当連結会計年度の期首残高に与える影響はありません。

(借地権の償却方法の変更)

当社の連結子会社であるクスリのアオキは、従来、借地権を非償却資産として無形固定資産に計上しておりましたが、今後、事業用定期借地権契約に基づく出店数増加が予想され、それに伴い、借地権の金額的重要性が増すことを勘案し、当連結会計年度から適切な費用配分方法に基づく合理的な期間損益計算を行うため、当該借地権を契約期間により、均等償却する方法に変更いたしました。当該会計方針の変更は遡及適用され、累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は246百万円減少しております。

4. 追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 17,211百万円

(2) コミットメントライン契約

当社グループは資金調達機の機動性及び安定性の確保を目的として、取引金融機関1行とコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	3,000百万円
借入実行残高	-
差引	3,000百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度期末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)1, 2, 3	31,420,000	41,000	440	31,460,560
合計	31,420,000	41,000	440	31,460,560
自己株式				
普通株式 (注)1, 4, 5	440	52	440	52
合計	440	52	440	52

(注) 1. 平成28年11月21日付の株式交換が逆取得にあたるため、当連結会計年度期首株式数は、クスリのアオキの株式数を記載しております。

2. 発行済株式の増加41,000株は、新株予約権の行使による増加であります。

3. 発行済株式の減少440株は、クスリのアオキの平成28年11月4日の取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

4. 自己株式の増加52株は、単元未満株式の買取による増加であります。

5. 自己株式の減少440株は、クスリのアオキの平成28年11月4日の取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

(2) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式数	22,400株	38,200株

- (注) 1. 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。
 2. 平成28年11月21日付の株式交換契約により、クスリのアオキが発行した新株予約権は消滅し、同日、当該新株予約権の新株予約権者に対して、これに代わる新株予約権を交付しております

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成28年8月18日 定 時 株 主 総 会	普通株式	196	6.25	平成28年5月20日	平成28年8月19日
平成28年12月15日 取 締 役 会	普通株式	220	7	平成28年11月20日	平成29年1月27日

(注) 子会社であるクスリのアオキの平成28年5月20日及び平成28年11月20日の最終株主名簿に記載された株主に対して支払われております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議(予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成29年8月17日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	220	7	平成29年5月20日	平成29年8月18日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、設備投資計画に照らして主に銀行借入によっております。また、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的としてコミットメントライン契約を締結しております。余裕資金が生じる場合の資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信・債権管理運用規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先との関係を勘案し保有状況を確認しております。

敷金及び保証金は、主に土地、建物の賃借時に差入れているものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に差入先ごとの期日及び残高管理をするとともに、与信・債権管理規程に従い、必要に応じてリスクの軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが支払までの期間は短期となっております。また、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に新規店舗の建物建築・設備購入資金等の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長で7年であります。これらは資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは年次及び月次の資金繰計画表を作成・更新し資金の状況を把握するとともに、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引金融機関1行とコミットメントライン契約を締結し、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年5月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注) 2. 参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,525	6,525	—
(2) 未収入金	5,731	5,731	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	180	180	—
(4) 敷金及び保証金	3,889	3,875	△14
(5) 支払手形及び買掛金	26,838	26,838	—
(6) 1年内返済予定 長期借入金	3,683	3,683	—
(7) リース債務(流動)	888	888	—
(8) 長期借入金	13,552	13,715	163
(9) リース債務(固定)	1,946	1,997	50

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらは短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、差入先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 1年内返済予定長期借入金、(7) リース債務(流動)

これらは短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(9) リース債務(固定)

リース債務の時価については、支払総額を、同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	7
関係会社株式	4
出資金	8

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式、出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 減損損失に関する注記

(1) 減損損失の内訳

伏見台店（石川県金沢市）

建物	43百万円
構築物	1百万円
工具器具備品	<u>0百万円</u>
計	44百万円

(2) 経緯

連結子会社であるクスリのアオキにおきまして、平成28年8月10日に閉店した伏見台店（石川県金沢市）につき、減損損失を認識いたしました。

(3) グルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、また売却予定資産、及び将来の使用が見込まれていない遊休資産等については個々の物件単位でグルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法等

正味売却価額により算定しておりますが、回収可能価額を零として評価しております。

10. 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

主として、店舗施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

除去費用については、過去において店舗の閉店に伴い発生した原状回復費用の実績等から割引前将来キャッシュ・フローを見積っております。使用見込期間については主たる資産の耐用年数の残存期間としております。割引率については、使用見込期間に対応した国債の利回りを使用しております。これらの数値を基礎に資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,894百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	644百万円
時の経過による調整額	35百万円
資産除去債務の履行による減少額	△37百万円
見積りの変更による減少額（注）	<u>28百万円</u>
期末残高	2,565百万円

（注）当連結会計年度において店舗の閉店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用についての見積りの変更を行いました。

11. 企業結合等に関する注記

当社とクスリのアオキとの株式交換について

当社は、平成28年11月21日付で当社を株式交換完全親会社、クスリのアオキを株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、逆取得となる株式交換の会計処理（株式交換完全子会社が取得企業となる場合）を適用しており、取得企業はクスリのアオキ、被取得企業を当社とする会計処理を行っております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 当社

事業の内容 医薬品・化粧品・日用雑貨などの近隣型小売業、調剤業務等を行う子会社の経営戦略・経営管理等の提供

(2) 企業結合を行った目的

当社グループが属するドラッグストア業界は、厳しい出店競争や価格競争、M&Aによる業界再編に加え、平成21年6月に行われた旧薬事法改正に伴い、他業種の参入によって経営環境の厳しさが増す中、当社グループは、さらなる成長を目指す上で、今後、中長期的な企業価値向上を図り、持続的な成長を実現するためには、経営における意思決定の迅速化やM&A等を活用した事業規模の拡大を図る必要があります、そのための組織体制として、監督機能と業務執行機能を分離してグループ経営管理を強化することを目的として持株会社体制へ移行いたしました。

本株式交換の効力発生により、株式交換前においては創業家が株主である当社によるクスリのアオキ株式の間接保有が、株式交換後においては創業者各人による当社株式の直接保有となり、当社の株主構成の透明性が向上することによる当社グループのガバナンス強化も持株会社体制移行の目的であります。

(3) 企業結合日

平成28年11月21日

(4) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社、クスリのアオキを株式交換完全子会社とする株式交換

(5) 結合後の企業の名称

本株式交換に伴う商号の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

株式交換直前に所有していた議決権比率	12.7%
企業結合日に追加取得した議決権比率	87.3%
取得後の議決権比率	100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）の取得企業の決定方法の考え方に基づき、株式交換完全子会社であるクスリのアオキの株主が、結合後企業の議決権比率のうち最も大きい割合を占めること等から、クスリのアオキを取得企業、当社を被取得企業と決定しております。

2. 連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の事業の期間
平成28年11月21日から平成29年5月20日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

株式交換直前にクスリのアオキが保有していた	—
当社の企業結合日における普通株式の時価	—
企業結合日にクスリのアオキが交付したとみなした	19,940百万円
クスリのアオキの普通株式の時価	—
取得原価	19,940百万円

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

クスリのアオキの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当て交付しております。

(2) 株式交換比率の算定方法

両社は株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、独立した第三者機関に株式交換比率に関する助言を依頼することとし、当社ならびにクスリのアオキのフィナンシャルアドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます）に両社の協議において参考とすべき株式交換比率に関する助言を依頼いたしました。

当社は野村証券から「株式交換後に当社が保有するクスリのアオキ株式について売却する予定がなく、また、財務状態に重大な影響を与えうる資産および負債を有していないことから、当社株式の価値は、当社の保有するクスリのアオキ株式の価値とほぼ等しく、クスリのアオキの価値に連動すると考えられる」との助言を受けました。

また、クスリのアオキは上記の野村証券の助言を参考にした他、クスリのアオキの一般株主保護および株主平等の観点その他株式交換比率に関する詳細について、重大な影響を及ぼす事象がないことを確認することを目的として、当社に対してデュー・デリジェンスを実施しております。

クスリのアオキはかかるプロセスを踏まえ、当社と慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、クスリのアオキの株主の利益を損なうものではないと判断し、当社及びクスリのアオキは、それぞれ平成28年6月30日開催の両社の取締役会において、本株式交換比率に基づく本株式交換契約の締結を決議し、同日両社間において本株式交換契約を締結いたしました。

(3) 交付株式数

普通株式27,437,560株

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

7百万円

(2) 発生原因

被取得企業である当社の資産・負債を時価評価し、識別可能な資産・負債を取得企業であるクスリのアオキが受け入れたことによるものです。

(3) 償却方法及び償却期間

金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度において一括償却しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,137円00銭
(2) 1株当たり当期純利益	260円23銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年5月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	21,233	流 動 負 債	321
現金及び預金	174	未払金	35
未収入金	708	未払法人税等	242
未収還付法人税等	3,004	賞与引当金	18
繰延税金資産	54	その他	24
短期貸付金	17,291	固 定 負 債	20
その他	0	役員退職慰労引当金	20
固 定 資 産	8,708	負 債 合 計	342
投資その他の資産	8,708	純 資 産 の 部	
関係会社株式	8,708	株 主 資 本	29,532
		資 本 金	1,030
		資 本 剰 余 金	26,917
		資 本 準 備 金	30
		その他資本剰余金	26,887
		利 益 剰 余 金	1,584
		利 益 準 備 金	0
		その他利益剰余金	1,583
		繰越利益剰余金	1,583
		自 己 株 式	△0
		新株予約権	67
		純 資 産 合 計	29,599
資 産 合 計	29,942	負 債 ・ 純 資 産 合 計	29,942

損益計算書

(平成28年5月21日から平成29年5月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		2,259
営業費用		361
営業利益		1,898
営業外収益		
受取利息	6	
消費税等差額	172	
その他	0	178
営業外費用		
支払利息	0	
その他	0	0
経常利益		2,076
特別利益		
新株予約権戻入益	6	6
税引前当期純利益		2,083
法人税、住民税及び事業税	693	
法人税等調整額	△50	643
当期純利益		1,439

株主資本等変動計算書

(平成28年5月21日から平成29年5月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本金	利益準備金	その他剰余金	利益剰余金
当 期 首 残 高	3	-	-	-	-	154	154
事業年度中の変動額							
新 株 の 発 行	30	30		30			
利益準備金の積立					0	△0	-
剰余金の配当						△9	△9
当 期 純 利 益						1,439	1,439
株式交換による変動額	996		26,887	26,887			
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	1,027	30	26,887	26,917	0	1,429	1,429
当 期 末 残 高	1,030	30	26,887	26,917	0	1,583	1,584

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	-	157	16,931	16,931	-	17,089
事業年度中の変動額						
新 株 の 発 行		61				61
利益準備金の積立		-				-
剰余金の配当		△9				△9
当 期 純 利 益		1,439				1,439
株式交換による変動額		27,883				27,883
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△16,931	△16,931	67	△16,863
事業年度中の変動額合計	△0	29,374	△16,931	△16,931	67	12,510
当 期 末 残 高	△0	29,532	-	-	67	29,599

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

役員（執行役員含む）の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示の変更に関する注記

(損益計算書)

当社は平成28年11月21日付の株式交換契約により、持株会社体制へと移行したため、損益計算書の「売上高」を「営業収益」に、「販売費及び一般管理費」を「営業費用」に表示を変更しております。

3. 追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

17,999百万円

短期金銭債務

5百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

2,259百万円

営業費用

3百万円

営業取引以外の取引高

受取利息

6百万円

支払利息

0百万円

6. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

52株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	5百万円
未払事業税	48百万円
その他	<u>6百万円</u>
繰延税金資産小計	60百万円
評価性引当額	<u>△ 6百万円</u>
繰延税金資産合計	54百万円

繰延税金資産の純額 54百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産 54百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 クスリの アオキ	石川県 白山市	300	医薬品・ 化粧品・ 日用雑貨、 調剤薬局等 の小売業	所有 直接 100.0%	経営指導 資金の貸付 株式の売却 役員の兼任	経営指導料 の受取	2,206	未収入金	702
							資金の貸付	17,291	短期 貸付金	17,291
							利息の受取	6	未収入金	6
							子会社株式 の売却	19,399	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 経営指導料については、経営の管理・指導等の対価としての妥当性を勘案し、定められた料率を基に協議の上契約により決定しております。
- (2) 貸付金利については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (3) 子会社株式の売却金額については、売却前の帳簿価額を基礎として協議の上決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 938円71銭
- (2) 1株当たり当期純利益 81円76銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年7月7日

株式会社クスリのアオキホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 浜 田 亘 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 島 義 浩 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クスリのアオキホールディングスの平成28年5月21日から平成29年5月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クスリのアオキホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年7月7日

株式会社クスリのアオキホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 浜 田 亘 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 島 義 浩 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クスリのアオキホールディングスの平成28年5月21日から平成29年5月20日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年5月21日から平成29年5月20日までの第19期(平成29年5月期)事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

なお、当社は平成28年11月21日に株式会社クスリのアオキとの株式交換により同社の持株会社となっておりますので、平成28年5月21日から平成28年11月20日までの株式会社クスリのアオキの事業内容、計算書類も監査の対象としております。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社並びに主要な店舗及び薬局において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年7月9日

株式会社 クスリのアオキホールディングス 監査役会
常勤監査役 廣 田 和 男 ⑩
社外監査役 桑 島 敏 彰 ⑩
社外監査役 中 村 明 子 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針とし、併せて経営基盤強化のために内部留保の充実を図ってまいりたいと存じます。

内部留保資金につきましては、新規店舗の出店資金に充当する予定であり、事業拡大を図るために有効に投資してまいりたいと考えております。

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第19期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は220,223,556円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年8月18日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役青木 桂生、青木 保外志、青木 宏憲、八幡 亮一、吉野 邦彦、鶴羽 樹、岡田 元也の各氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	あおき けいせい 青木 桂生 (昭和17年2月13日生)	昭和51年6月 有限会社青木二階堂薬局設立取締役 昭和56年11月 同社代表取締役 昭和60年1月 株式会社クスリのアオキ設立代表取締役社長 平成11年7月 当社設立代表取締役 平成12年8月 株式会社ツルハ社外取締役 平成15年8月 株式会社クスリのアオキ代表取締役会長 平成17年11月 株式会社ツルハホールディングス社外取締役(現任) 平成22年8月 株式会社クスリのアオキ取締役会長 平成27年6月 日本チェーンドラッグストア協会会長(現任) 平成28年11月 当社取締役会長(現任)	3,044,260株
2	あおき やすとし 青木 保外志 (昭和24年1月2日生)	昭和51年6月 有限会社青木二階堂薬局設立監査役 昭和56年3月 有限会社三和薬商代表取締役 昭和60年1月 株式会社クスリのアオキ設立代表取締役専務 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成15年8月 同社代表取締役社長 平成24年5月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 平成26年5月 同社取締役最高顧問 平成28年11月 当社取締役最高顧問(現任)	1,482,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	あお き ひろ のり 青 木 宏 憲 (昭和47年4月6日生)	平成8年4月 大塚製薬株式会社入社 平成15年2月 株式会社クスリのアオキ入社 平成18年4月 同社管理部長 平成18年7月 同社執行役員管理部長 平成19年5月 同社執行役員人事教育部長 平成20年11月 同社執行役員調剤事業本部長 平成22年5月 同社執行役員営業本部長兼営業推進室 長 平成22年6月 株式会社青木二階堂代表取締役社長 平成22年8月 株式会社クスリのアオキ代表取締役専 務兼営業本部長兼営業推進室長 平成24年5月 同社代表取締役兼専務執行役員営業本 部長 平成26年5月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 (現任) 平成28年8月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 (現任)	2,939,336株
4	や はた りょう いち 八 幡 亮 一 (昭和41年8月24日生)	平成元年4月 株式会社ワールド入社 平成16年7月 株式会社クスリのアオキ入社 平成18年5月 同社執行役員経営企画室長 平成22年5月 同社執行役員管理本部長 平成24年5月 同社常務執行役員管理本部長 平成24年5月 株式会社A2ロジ取締役(現任) 平成25年5月 株式会社クスリのアオキ常務執行役員 財務企画・IR室長 平成26年5月 同社常務執行役員管理本部長 平成26年8月 同社取締役兼常務執行役員管理本部長 (現任) 平成28年8月 当社取締役 平成28年11月 当社取締役兼常務執行役員グループ管 理部門担当(現任)	16,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
5	よしのくにひこ 吉野邦彦 (昭和33年7月20日生)	昭和56年4月 北邦医薬株式会社入社 昭和60年10月 株式会社クスリのアオキ入社 平成16年5月 同社執行役員商品部長 平成20年3月 同社執行役員信越地区本部長 平成24年5月 同社常務執行役員営業本部副本部長兼 営業推進室長 平成26年5月 同社常務執行役員商品本部長 平成28年8月 同社取締役兼常務執行役員商品本部長 兼MD企画室長 平成28年11月 当社取締役兼常務執行役員グループ商 品部門担当 平成29年5月 当社取締役兼常務執行役員グループ店 舗運営部門担当 (現任) 平成29年5月 株式会社クスリのアオキ取締役兼常務 執行役員店舗運営本部長兼調剤事業統 括部長兼調剤運営部長 (現任)	90,000株
6	つるは たつる 鶴羽樹 (昭和17年2月11日生)	昭和51年6月 株式会社ツルハ入社 昭和53年7月 同社取締役 平成8年8月 同社代表取締役専務 平成9年8月 同社代表取締役社長 平成16年8月 株式会社クスリのアオキ社外取締役 平成17年8月 株式会社ツルハホールディングス代表 取締役社長 平成19年1月 株式会社くすりの福太郎取締役 (現 任) 平成20年8月 株式会社ツルハ代表取締役社長兼社長 執行役員 平成20年8月 株式会社ツルハホールディングス代表 取締役社長兼社長執行役員 平成26年8月 株式会社ツルハ代表取締役会長 (現 任) 平成26年8月 株式会社ツルハホールディングス代表 取締役会長 (現任) 平成28年11月 当社社外取締役 (現任)	18,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
7	おかだもとや 岡田元也 (昭和26年6月17日生)	昭和54年3月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 平成2年5月 同社取締役 平成4年2月 同社常務取締役 平成7年5月 同社専務取締役 平成9年6月 同社代表取締役社長 平成15年5月 イオン株式会社取締役兼代表執行役社長 平成17年11月 株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役（現任） 平成24年3月 イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEO（現任） 平成26年8月 株式会社クスリのアオキ社外取締役 平成26年11月 ウエルシアホールディングス株式会社取締役（現任） 平成28年11月 当社社外取締役（現任）	—

- (注) 1. 八幡 亮一氏は、株式会社A 2 ロジ取締役を務めており、同社は、当社子会社店舗への商品配送業務を管理する当社49%出資の合弁会社であります。同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鶴羽 樹氏は、株式会社ツルハ代表取締役会長を務めており、当社子会社は同社との間で、業務・資本提携を行っております。
3. 岡田 元也氏は、イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEOを務めており、当社子会社は同社との間で、業務・資本提携を行っております。なお、当社子会社は、同社との間で当社店舗に係る不動産賃貸借取引があり、また同社グループ会社より商品仕入等の取引を行っております。
4. その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 鶴羽 樹氏及び岡田 元也氏は、社外取締役候補者であります。
6. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
- ① 鶴羽 樹氏は、株式会社ツルハホールディングス代表取締役会長を務めており、経営者としての豊富な経験、実績、見識を有しております。取締役として大所高所から事業に有益な助言を行っていただき、当社の企業価値向上に反映するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に選任された場合には、当社は同氏を引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

- ② 岡田 元也氏は、イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEOを務めており、経営者としての豊富な経験、実績、見識を有しております。取締役として大所高所から事業に有益な助言を行っていただき、当社の企業価値向上に反映するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
鶴羽 樹氏及び岡田 元也氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって鶴羽 樹氏は8箇月、岡田 元也氏は8箇月であります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役がその能力を十分発揮し、期待される役割を果たし得るようにするため、現行定款において、社外取締役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定めております。これにより当社は、鶴羽 樹氏及び岡田 元也氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏が取締役に選任された場合には、社外取締役として当社との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式数
もり おか しん いち 森 岡 真 一 (昭和52年3月18日生)	平成15年11月 弁護士登録 平成17年8月 兼六法律事務所（現弁護士法人兼六法律事務所）入所（現在に至る）	—

- (注) 1. 森岡 真一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 補欠の社外監査役候補者の選任理由について

森岡 真一氏は、弁護士としての専門的見地及び見識を有するとともに商事問題に関する豊富な経験を有しており、それらを当社の監査体制強化に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。

(2) 補欠の社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役がその能力を十分発揮し、期待される役割を果たし得るようになるため、現行定款において、社外監査役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定めております。これにより森岡 真一氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 石川県金沢市本町2-15-1 (JR金沢駅兼六園口)
ホテル日航金沢 4階 鶴の間
TEL. 076-234-1111 (代表)



※ JR金沢駅兼六園口より約300m (徒歩約3分)。